

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）に定めるもののほか、鹿児島県が作成する自動車税種別割納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）の広告掲載に係る募集について必要な事項を定める。

(広告の仕様)

第2条 封筒等の規格、表示位置、枚数等広告掲載に関する仕様は別に定める。

(広告の内容等)

第3条 自動車税種別割納税通知書用封筒への広告は、次に掲げるものについては掲載しない。

- (1) 要綱第3条第1項各号及び表示基準第2各号に定める広告の内容のもの
- (2) 要綱第3条第2項各号及び第3項各号に定める広告主に係るもの
- (3) その他自動車税種別割納税通知書用封筒への広告として適当でないと知事が認めるもの

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、鹿児島県ホームページにより公募するものとする。

2 広告掲載希望者は直接応募ができるほか、事業を委託する者（以下「広告取扱業者」という。）を通じて応募することができる。

なお、この場合、広告掲載希望者及び広告取扱業者は県税に未納がない者でなければならない。

(応募)

第5条 前条の募集に対する応募は、県の指定する期日までに、鹿児島県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書兼見積書（別記様式）により行わなければならない。

2 前条の規定による広告掲載希望者及び広告取扱業者は、県の指定する様式により、要綱第3条第3項第4号から第10号までに定める者でない旨の誓約書及び役員名簿（以下「誓約書等」という。）を提出しなければならない。

なお、同一年度において県に当該誓約書等を提出したことがある者で、その役員等名簿の内容に変更がない場合は、その旨の申出書の提出をもって当該誓約書等の提出に代えることができる。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料の最低価格は、別に定め、募集の際に提示するものとする。

(契約の相手方の決定)

第7条 知事は、第5条の募集に対し応募があったときは、申込みの内容が、要綱及び表示基準並びにこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 知事は、前項に定めるもののほか、要綱第3条第3項第4号から第10号までに掲げる者に該当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意見を聞くものとする。

3 前項の規定による審査の結果掲載可能な広告の中で、最低価格に達した者の中最も高額な広告掲載料の見積金額を提出したものを、鹿児島県自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載契約（以下「契約」という。）の相手方として決定する。

なお、最も高額な広告掲載料の見積金額を提出した者が複数の場合は、抽選により決定する。

4 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、契約を締結するものとする。この場合、広告掲載希望者が広告取扱業者を通じて申し込んだ場合は、広告取扱業者と契約を締結するものとする。

2 契約を締結しようとする者は、知事に対して次に掲げる書類を提出する。

- (1) 契約を締結しようとする者の県税の納税証明書
- (2) 広告図案、図面及び説明書
- (3) 広告主に係る資料（会社概要等）
- (4) 広告主に係る県税の納税証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(広告の作成及び提出)

第9条 広告は、広告掲載者又は広告取扱業者が作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告掲載者又は広告取扱業者が負担するものとする。

3 広告掲載者又は広告取扱業者は、作成した広告を県が指定した日までに、県が指定する方法で、県が指定した場所に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定により提出された広告の内容等が第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものと表示するものとする。

(広告掲載者等の責務)

第10条 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の内容その他広告表示に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者又は広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告掲載者又は広告取扱業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、鹿児島県総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月9日から施行する。